

静岡市の生活環境を維持するため

～一般財団法人静岡市環境公社とともに～

平成25年7月



静岡市環境局廃棄物対策部
廃棄物政策課

廃棄物処理に係る法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

市町村の処理責任

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。(廃棄物処理法第6条の2第1項)

①直営(市町村自ら実施)

②委託処理

市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。(廃棄物処理法第6条の2第2項)

③許可

市町村による一般廃棄物の収集、運搬又は処分困難である場合。(廃棄物処理法第7条第5項、第10項)

し尿処理の流れ

くみ取り世帯

静岡衛生センター



南部中継所



清水衛生センター



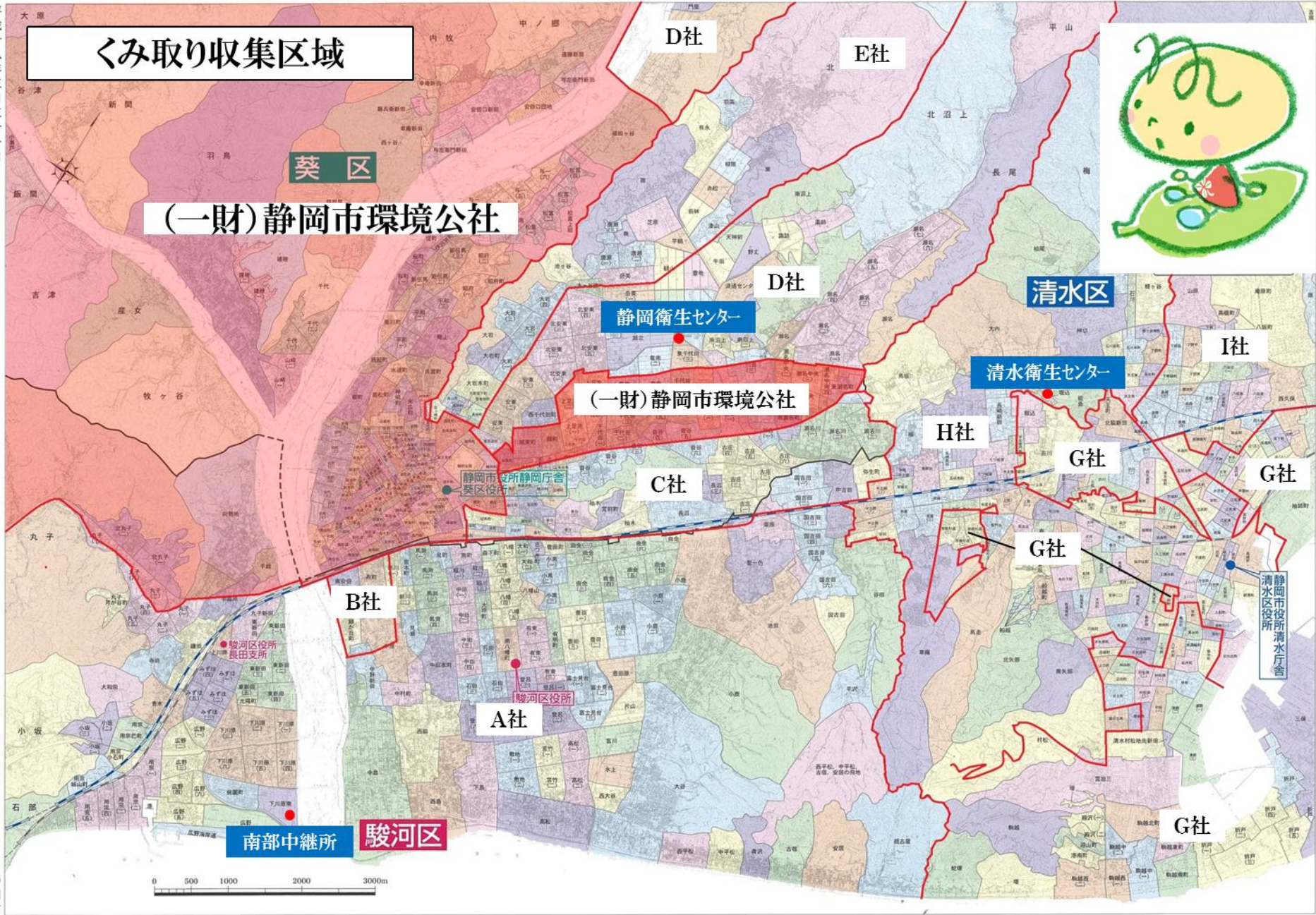
庵原衛生プラント



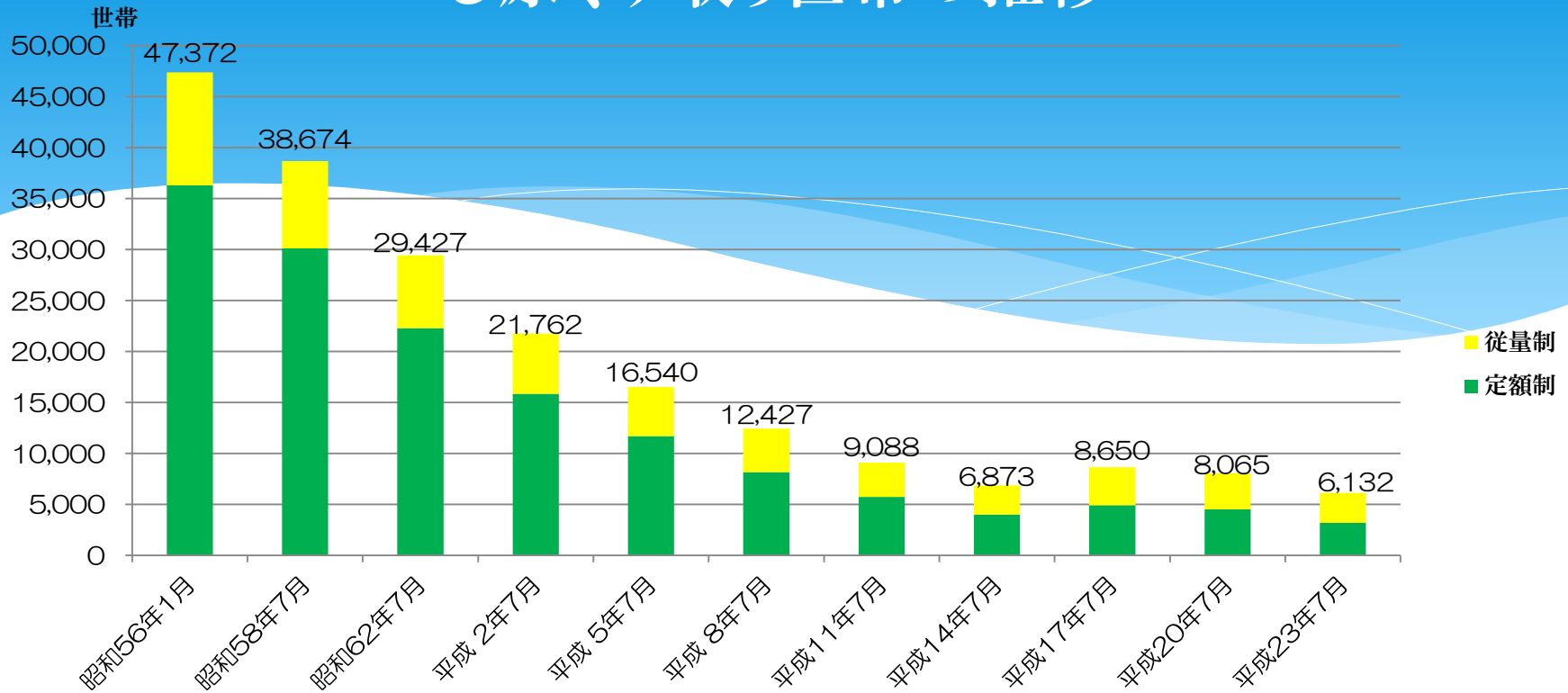
環境公社及び
民間業者

環境公社

くみ取り収集区域



し尿くみ取り世帯の推移



今後も、公共下水道及び浄化槽の普及に伴う減少が見込まれる。
工事現場や避難所の仮設トイレを考慮すると、くみ取り世帯がなくなることはない。
環境公社の存在は、くみ取りトイレのし尿収集運搬業者の最終的な受け皿として必要

方針

し尿くみ取り業務の環境公社一元化

ごみ処理の流れ

沼上清掃工場



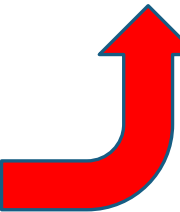
飛灰等の運搬



沼上最終処分場 清水貝島最終処分場



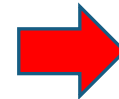
不燃・粗大ごみの運搬



飛灰の運搬

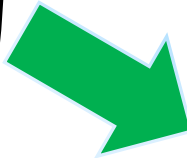
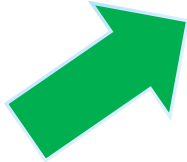


直営、環境公社
及び民間業者

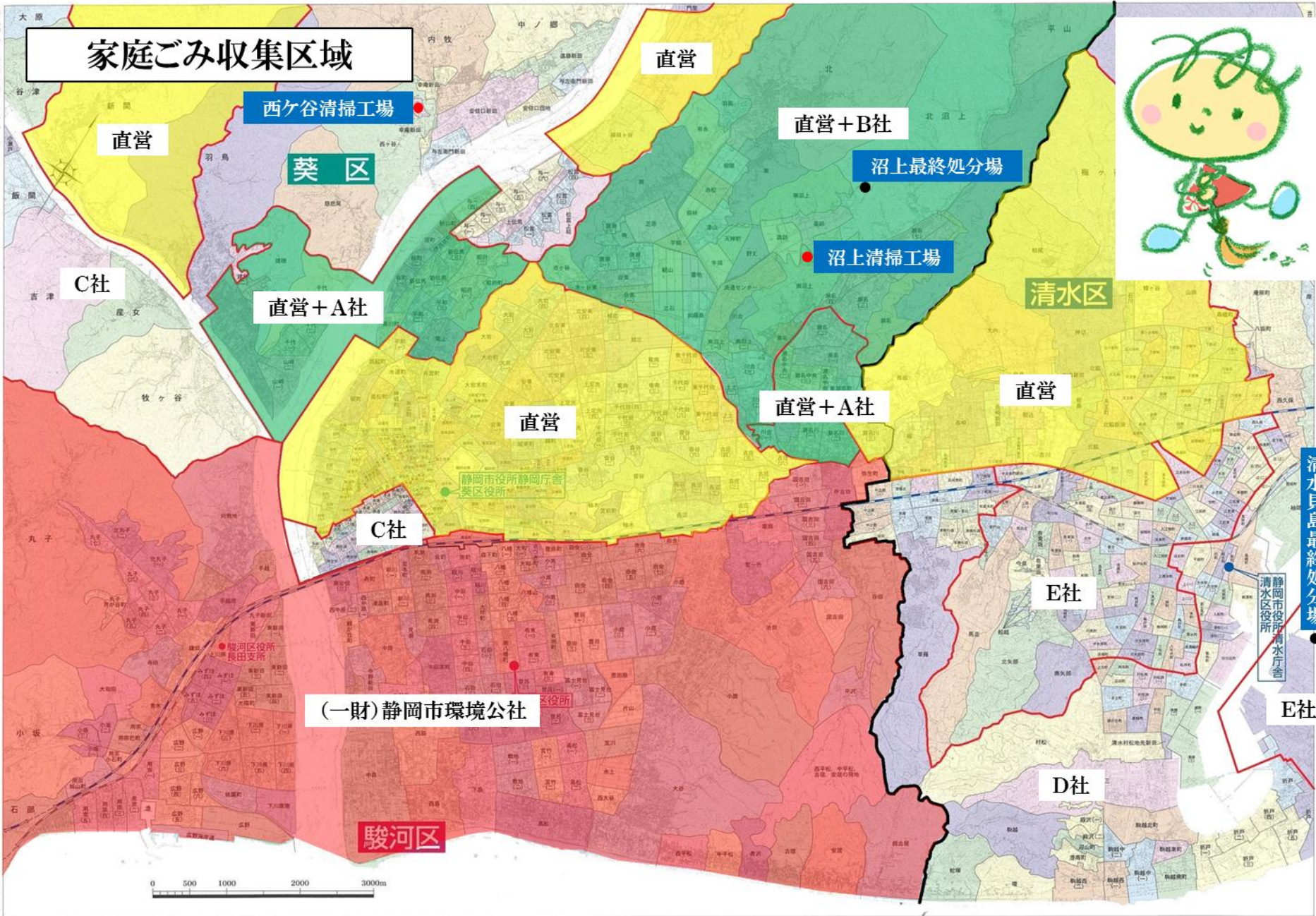


環境公社

家庭



西ヶ谷清掃工場



家庭ごみ収集区域

直営

西ヶ谷清掃工場

直営+B社

沼上最終処分場

葵区

沼上清掃工場

清水区

直営+A社

直営

直営

直営+A社

C社

清水区役所清水庁舎
静岡市役所清水庁舎
清水貝島最終処分場

(一財)静岡市環境公社

E社

E社

駿河区

D社



東日本大震災での支援活動(宮城県七ヶ浜町)



平成23年4月19日～4月28日
町内10箇所にある「下水道ポンプ場」に溜まっている汚泥・汚水のくみ取り及び処理施設への運搬
支援内容:バキューム車1台
人員延べ4名



平成23年6月9日～6月30日

七ヶ浜町からの支援追加要請を受け、仮置場から可燃物を選別し、清掃工場へ運搬及び町内の廃棄物集積場所から清掃工場への運搬
支援内容:パッカー車1台、人員延べ12名

市と環境公社

市の役割

一般廃棄物処理基本計画の策定と推進

静岡市内の一般廃棄物(ごみ、し尿)の処理が、円滑に行われるため、総合的な調整を実施

環境公社の役割

平常時

緊急時に備えた安定的収集体制の方策の検討及び車両分散配置などのリスク回避の検討。

緊急時

民間事業者の委託、許可区域における倒産等、不測の事態が発生した際の対応。
災害時における避難所等のごみ、し尿の迅速な収集。

い業務

セーフティネットの観点から、市に代わって収集運搬業務を継続的に維持するパートナー

東日本大震災において、本市と協力して宮城県七ヶ浜町の災害廃棄物処理に携わり、ノウハウを持っている

環境公社は、本市の生活環境保全のため、中心的な役割を担う。



御清聴、ありがとうございました。